



王寺町告示第25号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等について、その所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により公告する。

令和2年6月15日

王寺町長 平井康之



1 当該特定空家等の所在地

王寺町本町二丁目257番地1、257番地2、262番地2

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 765番
- (2) 構造 木造瓦葺平屋建
- (3) 床面積 141.68 m²

3 所有者等に命じようとする措置の内容

当該特定空家等の除却

4 必要な措置に係る履行期限

令和2年6月29日

期限までに措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下、「町長等」という。）が、当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

町長等が上記3の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

王寺町地域整備部まちづくり推進課

電話：0745-73-2001（代表）